

7 実習について

▶ 保育科：教育実習・保育実習

1. 実習要項

幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得希望者は、2・3年生で、下表のとおり定められた実習を行ってください。なお、実習に関する詳しい手続き方法、心構え等は、「幼稚園・保育所・児童福祉施設等実習ガイド」「学習便覧」「教育実習・保育実習の手引き」を熟読してください。

【平成28年度以降入学者対象】

科目名	単位数	開講年次	実習先	実習期間	実習費	備 考
教 育 実 習	2単位	2年次	幼稚園(1回目)	2週間	12,500円	幼稚園教諭二種免許状 取得希望者は必修
	2単位	2年次	幼稚園(2回目)	2週間	12,500円	
保育実習I(保育所)	2単位	2年次 ※	保育所 下表(A)①	10日間	12,500円	保育士資格取得希望者は必修
保育実習I(施設)	2単位	2年次 ※	施設 下表(A)②	10日間	12,500円	
保育実習Ⅱ	2単位	3年次	保育所 下表(B)	10日間	12,500円	保育士資格希望者はいずれかを 選択必修
保育実習Ⅲ	2単位	3年次	施設 下表(C)	10日間	12,500円	

※保育実習I(保育所)・(施設)はどちらか一方のみ2年次で実施可

2. 保育実習(実習の対象となる実習園・施設と実習期間)

保育実習の期間はすべて実日数10日以上とします。
実習施設の範囲は次表のようになっていますのでその範囲において実習してください。

● 保育実習の対象となる実習園・施設

実習は児童福祉法に定められた規定に基づき設置された認可園で実習すること。(認可外の園での実習は認めていません)

実習施設(A)～(C)の種別は、次のとおりです。

保 育 実 習	(A)	① 保育実習(保育) 保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業(ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る)もしくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの(以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という) ② 保育実習(施設) 乳児院、母子生活支援施設、障害児入所支援施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
保 育 実 習 Ⅱ	(B)	保育所又は幼保連携型認定こども園あるいは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
保 育 実 習 Ⅲ	(C)	児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く)

※各施設の内容は、「幼稚園・保育所・児童福祉施設等実習ガイド」で紹介しています。

3. 実習要件

《実習要件》（令和元年度以降の入学対象）〔学籍番号：「正191」～〕

教育実習		保育実習	
①面接科目	②通信科目	①面接科目	②通信科目
・ 幼児と音楽表現 ★₁ ・ 教育心理学 ・ 健康(指導法) ・ 人間関係(指導法) ・ 造形表現(指導法) ★₂ ・ 音楽表現(指導法) ・ 環境(指導法) ・ 言葉(指導法) ・ 劇あそび(指導法) ・ 教育実習事前事後指導 ★₃	・ 幼児の心理学 ・ 教育原理 ・ 教育課程総論 ・ 教育方法論 ・ 教職概論	・ 幼児と音楽表現 ★₁ ・ 教育心理学 ・ 健康(指導法) ・ 人間関係(指導法) ・ 造形表現(指導法) ★₂ ・ 音楽表現(指導法) ・ 環境(指導法) ・ 言葉(指導法) ・ 保育実習事前事後指導Ⅰ(保育所) ★₃ ・ 保育実習事前事後指導Ⅰ(施設) ★₃	・ 幼児の心理学 ・ 教育原理 ・ 社会的養護Ⅰ ・ 子ども家庭福祉 ・ 保育原理

※上記の①面接科目、②通信科目の単位を修得済であること

ただし、★₁ 「幼児と音楽表現」については、スクーリングの受講のみで可とする

★₂ 「造形表現(指導法)」については、スクーリング単位を修得済であることとし、作品の提出は問わない

★₃ 各「事前事後指導」のスクーリングについては、ある程度実習要件科目を満たしたのち、実習直前に受講されるようにしてください

《実習要件》（平成30年度入学対象）〔学籍番号：「正181」〕

教育実習		保育実習	
①面接科目	②通信科目	①面接科目	②通信科目
・ 音楽(器楽・声楽) ★₁ ・ 教育心理学 ・ 健康(指導法) ・ 人間関係(指導法) ・ 造形表現(指導法) ★₂ ・ 音楽表現(指導法) ・ 環境(指導法) ・ 言葉(指導法) ・ 劇あそび(指導法) ・ 教育実習事前事後指導 ★₃	・ 教育心理学 ・ 教育原理 ・ 教育課程総論 ・ 教育方法論 ・ 教職概論	・ 音楽(器楽・声楽) ★₁ ・ 教育心理学 ・ 健康(指導法) ・ 人間関係(指導法) ・ 造形表現(指導法) ★₂ ・ 音楽表現(指導法) ・ 環境(指導法) ・ 言葉(指導法) ・ 保育実習事前事後指導Ⅰ(保育所) ★₃ ・ 保育実習事前事後指導Ⅰ(施設) ★₃	・ 教育心理学 ・ 教育原理 ・ 社会的養護 ・ 児童家庭福祉 ・ 保育原理

★₁ 1年次のスクーリング受講のみで可

★₂ スクーリング受講のみで可

★₃ 実習直前に受講

対象科目のスクーリング「実習事前事後指導」受講についての注意点

スクーリング受講後は、実習の学習効果を鑑み翌年度末(令和7年度 夏期又は土日スクーリングで受講の場合、令和9年3月31日)までに実習を終了することとしております。よって、実習を終了できなかった場合、再度スクーリングを聴講しなければ実習は認められません。※科目等履修生も同様の扱いとなります。そのことにより【対象科目】のスクーリングは、上記の実習要件をある程度修得して受講することを推奨します。

【対象科目】

「教育実習事前事後指導」(期限内に教育実習1回目が終了すれば聴講は不要)

「保育実習事前事後指導Ⅰ(保育所)及び(施設)」

「教育実習事前事後指導Ⅱ及びⅢ」

7 実習について

4. 教育実習(実習期間)

教育実習の期間については、幼稚園の完全週休2日制を受けて以下のとおりとします。

- ①原則として実習期間は2週間
- ②完全週休2日制の園は、実日数10日以上(祝日は実日数に含みません)
- ③土曜が隔週休みの園は、実日数11日以上(祝日は実日数に含みません)

★平日に祝日があり土曜が隔週休みの園 (週案は3週分提出)

	月	火	水	木	金	土	日
1週目	祝日	1日目	2日目	3日目	4日目	休み	
2週目	祝日	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
3週目	10日目	11日目					

★平日に祝日があり毎週土曜日も開園の場合 (週案は3週分提出)

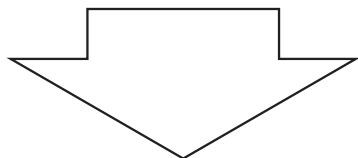
	月	火	水	木	金	土	日
1週目	祝日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
2週目	祝日	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
3週目	11日目	12日目					

※年度末、お盆休み、正月休みなど通常保育を実施できない期間は、学修効果を鑑み予定されないようご注意ください。

5. 実習手続き (教育実習・保育実習)

実習要件が整いましたら、実習手続きをしてください。

- ①実習手続申請書(梅友巻末の申請書を使用してください)
- ②**180円**の切手(実習園からの返信用)
- ③未記入の現金書留封筒**(590円分切手貼付)**※謝礼金送金用のため、折り曲げ厳禁
- ④実習費振込済みの『諸経費納入整理票』
(実習費は年度内で納入願います。注意事項②参照)
- ※上記①～④を実習開始日の40日前までに必着(期日厳守)



- ⑤実習依頼文書と承諾書を送付しますので、調査表・出勤簿・評価表と本学より送付する返信封筒とともに園へ提出してください。調査表等は記入漏れのないようご注意ください。
- ⑥実習依頼文書と承諾書につきましては、実習先へ提出し承諾印を確認のうえすぐに大学へ承諾書を返送してください。
- ⑦健康診断書・細菌検査結果等の書類を準備(実習先より指定された検査内容)
- ⑧実習が終了しましたら実習日誌を大学に送付してください。(6カ月以内)注意事項④参照
- ⑨実習終了後、現金書留封筒(③)を利用し大学から園へ謝礼金を送金します。
- ⑩実習日誌は、落丁のないように提出してください。

7 実習について

●個人情報の保護について

個人情報保護法に基づいて、実習中に知り得た情報(実習先や園児・入所者に関する情報など)を一切外部に漏らしてはいけません。そのため実習中一切の写真・動画撮影などは禁止します。又、実習前から終了後、園や施設、個人を特定できるような内容を、インターネット・携帯の掲示板やブログ、SNS(LINE・Facebook・X・Instagram)などに書き込んだりしてはいけません。違反した場合、学則の懲戒規定に該当する可能性もあります。

又、保育所保育方針においても「守秘義務(業務上知り得た情報を外部にもらしてはならない)の徹底」について記載されているので熟読してください。

施設実習においては、実習生の個人情報(具体的な自宅の住所・電話番号、家族・友人関係、仕事先など)も、入所者に教えてはいけません。

上記の内容が発覚した場合、厳重注意するとともに発覚後の実習は担当教員による協議の結果、お認めできなくなる可能性もあります。